



水道施設復旧

熊本地震により『地域で管理・運営する水道施設』が被災した皆様へ

住環境課 都市・環境係 ☎ 22-3169

概要

●対象水道施設

公営水道の給水区域外で、10人以上の住民に給水する地域住民で管理・運営する水道施設（平成28年熊本地震で被災した施設に限ります。）

●申請者

対象水道施設を管理・運営する集落、自治会又は組合等

●対象工事

対象水道施設の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設（配水管から最初の止水栓までの部分であって、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある給水施設に限ります。）等の原形復旧する工事

●補助額

対象工事の施工に要した額（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1ただし、1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

●必要書類

▷申請時

- ①対象工事の設計図書（位置図、計画平面図、立面図、断面図など）
- ②対象工事の見積書の写し
- ③地域水道の被災状況を確認できるもの（写真など）
- ④給水人口が10人以上であることが確認できるもの
- ⑤給水区域を示した図面

▷工事完了時

- ①工事請負契約書等の写し
- ②対象工事の完成図書
- ③対象工事の工事費内訳書（請求書など）

熊 本地震により被災した『地域で管理・運営する水道施設』の復旧に
対する支援の受付を開始しました。支援の対象は左記のとおりと
なります。（既に工事が済んでいる場合も対象となります。）

CITY INFORMATION

五岳を望む聖地

あそ宮墓地

募集区画 5㎡より各種 全区画平地

☆ご連絡くださいご案内・ご説明いたします。 販売・・・有限会社石翔

阿蘇市一の宮町宮地4699 一の宮総合運動公園通り

電話 (0967) 22-6099

お気軽にお問い合わせ下さい。

広告

耐震診断

戸建て木造住宅の耐震設計及び耐震改修の費用を補助します

建設課 建築営繕係 ☎ 22-3187

概要

●耐震設計の補助を受けられる条件

- ①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅に居住の用に供しているもの（アパートは含まない）
- ②熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業（※）の耐震診断（一般診断）を受け、耐震性能を満たしていない（上部構造評価点が1.0未満）住宅

●耐震改修工事の補助を受けられる条件

- ①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住の用に供しているもの（アパートは含まない）
 - ②昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅（一部併用住宅を含む）
 - ③在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下の住宅
 - ④過去に阿蘇市住宅・建築物耐震診断事業補助金交付要綱に基づく耐震診断（精密診断）を受け、耐震性能を満たしておらず（上部構造評価点が1.0未満）、耐震改修工事を着手していない住宅
 - ⑤熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業（※）の耐震診断（一般診断）を受け、耐震設計を実施された後、耐震改修工事を着手していない住宅
- （①～④の項目に全て該当する住宅、及び⑤に該当する住宅が対象住宅となります。）

※熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業については、第4回目受付が9月以降となっております。詳しくは熊本県建築課（Tel. 096-333-2535）までお問い合わせください。

●補助対象者

- ①補助対象住宅を所有している者で、市税等の滞納がない方
- ②住宅の共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる方

●補助金の額と募集戸数

- ▷耐震設計・・・設計に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき20万円を限度とします。
- ▷耐震改修・・・改修に要する経費の2分の1以内の額で、1戸につき60万円を限度とします。

（設計・改修に要する経費を超える費用は自己負担となります。）

▷耐震設計の募集戸数：5戸

▷耐震改修の募集戸数：20戸（耐震診断の結果報告で、上部構造評価点が1.0未満と評価された住宅に限り対象住宅となります。）

●募集期間

8月7日（月）～10月31日（火）まで

受付時間：午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

戸

建て木造住宅の耐震化を促進し、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、耐震設計と耐震改修を行う住宅の所有者に対して費用の一部を補助します。

指定管理者募集

平成30年4月からの指定管理者を募集します

財政課 企画係 ☎ 22-3204

申込・募集の概要

●申込資格

応募要件を満たす法人又はその他の団体であることが条件です。(個人での応募はできません)

応募資格の詳細は、各施設の所管課が配布する募集要項をご確認ください。

●募集要項配布及び申込受付期間

期間: 8月1日(火) ~ 9月29日(金) ※土・日・祝を除く

時間: 午前8時30分~午後5時

●選定

選定にあたっては、応募者の中から総合的に審査して、施設の効用を最大限に発揮できる団体等を指定管理者(候補者)として選定し、市議会の議決を経て正式に決定します。

●指定期間

▷下表の① 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

▷下表の②③④ 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

●申込方法

募集要項に定める書類を申込受付期間中に施設の所管課に提出してください。募集要項及び申請様式については、阿蘇市ホームページに掲載しています。

●問い合わせ

施設の所管課へお願いします。直通の電話をご利用ください。

市では「公の施設」について、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や経費の節減などを図ることを目的として、指定管理者制度を導入しています。平成30年4月1日からの指定管理者について募集しますので、左記を参照のうえ応募してください。

指定管理者の募集施設

公の施設の名称等	指定期間	所管課(問い合わせ先)
①阿蘇市神楽苑 他2施設	3年	まちづくり課 (☎ 22-3318)
②ASO 田園空間博物館総合案内所 他1施設	5年	
③阿蘇市農畜産物処理加工施設	//	
④阿蘇市はな阿蘇美	//	

CITY INFORMATION

日常生活のお困りごとから
お出かけのお手伝いまで

☆介護保険外のサービスをご提供いたします

一般社団法人

阿蘇家族

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1214-6
代表 近藤 秀樹

電話・FAX

0967-32-5757

<http://aso.ne.jp/asokazoku>

(※阿蘇家族ワーカーも募集中)



生活の付き添いサービス等



ショッピング



通院



入・退院



外食



見守り・話し相手



冠婚葬祭

●その他、定期訪問見守り・墓参り・片付けなど

広告

児童扶養手当等現況届

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の現況届は 8 月 31 日(木)まで！

福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

支給要件と現況届に必要な添付書類

[手当を受けることができる人]

●児童扶養手当

18 歳未満(18 歳の年度末まで)の児童又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童を扶養している父または母、児童を父または母に代わって養育している人

●ひとり親家庭等医療費助成制度

18 歳未満(18 歳の年度末まで)の児童及び 20 歳未満の児童を扶養している父または母

[現況届に必要な添付書類]

全ての対象者

- 児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費助成受給者証(ピンク色)※全額停止の人は証書はありません。
- 健康保険証の写し(受給者及び手当の対象となる児童)
- 養育費に関する申立書(平成 28 年中に受け取った養育費)
- 同居者に関する申告書

該当者のみ

- 平成 29 年度課税台帳記載事項証明書(平成 29 年 1 月 1 日現在で阿蘇市に住所がなかった場合)
- 在学証明書、入寮証明書、民生委員の証明がある申立書(児童と別居している場合)

※その他該当事由によって必要な書類がありますので、担当課までお問い合わせください。

この届は、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を 8 月以降に引き続き受ける要件を満たしているかの確認、また、所得制限によるその年の 8 月分から翌 7 月分までの手当の支給額区分を決定するものです。届出がないと、8 月以降の手当を受けられなくなります。

で、忘れずに提出をお願いします。また、児童扶養手当の受給から 5 年を経過するなどの一定の要件に該当する方は、一部支給停止となる場合がありますので、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色)の提出が必要となります。現況届と併せて提出をお願いします。

児童扶養手当とは？

父または母と生計が同じではない児童の家庭生活の安定と自立促進を目的とした手当が支給される制度です。

ひとり親家庭等医療助成制度とは？

ひとり親家庭等の医療費(保険診療分)の 3 分の 2 を助成する制度です。

※児童扶養手当の受給及び請求又は届出において、偽りその他不正の手段により手当を受けられた場合は手当の返還だけでなく 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられますので、生活の状況等に变化がある場合には必ず届け出てください。

計量器定期検査

計量器定期検査の実施について

まちづくり課 商工物産係 ☎ 22-3318

概要

●持参物

計量器(質量計等)

手数料(1台あたり500円～2,200円)

●検査対象計量器

- ▷ 商店等で商品の売買に使用するはかり
- ▷ 病院、薬局等で使用している調剤用のはかり
- ▷ 学校、病院、保育園等で使用している体重測定用のはかり
- ▷ 農協、漁協等流通物資の集荷、出荷等に使用するはかり
- ▷ 宅配など運送業者等が貨物の運賃算出用に使用するはかり
- ▷ 農業、漁業等の生産者が生産物等の売買に使用するはかり

取引や証明に使用する計量器は法律(計量法第19条)により2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。つきましては、下記の日程で検査が行われますので、該当する計量器をお持ちの方は受検されますようお願いいたします。

検査日時・場所

検査日	検査受付時間	検査場
9月4日(月)	10:00 ~ 15:00	農村環境改善センター(内牧)
9月5日(火)	10:00 ~ 12:00 13:30 ~ 15:00	JA阿蘇グリーンショップやまびこ 阿蘇市地域農業再生協議会
9月6日(水)	10:00 ~ 15:00	JA阿蘇黒川支所第二倉庫
9月7日(木)	10:00 ~ 15:00	一の宮体育館
9月8日(金)	10:30 ~ 12:00	阿蘇市役所波野支所

※12時から13時までを除きます

CITY INFORMATION

訂正とお詫び

広報あそ7月号の『65歳以上の皆さまへ介護保険料のお知らせ』(19頁)の『介護サービス費自己負担上限額(月額)』中で44,000円と記載されている金額は誤りで、正しくはすべて44,400円です。
また、『国民健康保険者証が更新されます』(21頁)の『入院・外来時の自己負担限度額/入院時の食事代』の表の参照が18頁と表記されておりました。正しくは20頁です。訂正してお詫び申し上げます。

めがね・補聴器・時計・宝飾・金・プラチナ高価買取

阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店

阿蘇品 伸二

●認定眼鏡士 55級
●認定補聴器技能者(登録番号18-2935)
●古物商許可証 第931120000255号

あそしな時計店

熊本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2 携帯電話 090-4678-2995

■営業時間 / 8:30-19:00
■定休日 / 1月1日～4日



あそしな時計店
検索

URL: <http://asoshina-tokai.com>
E-mail: yspqj409@yahoo.co.jp



広告